

改正派遣法に基づくマージン率の公開

一般社団法人国際交流サービス協会

平成 24 年 10 月 1 日の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主（当協会）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

当協会では、事業年度毎にマージン率を公開いたします。なお、このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

平成 28 年 6 月末現在

派遣労働者：464 名

派遣先事業所：206 公館等

労働者派遣料金（8 時間あたり）：23,512 円

派遣労働者の賃金（8 時間あたり）：23,508 円

マージン率：0.017%*

*206 公館等のうち 205 公館への派遣事業では全ての派遣労働者に対し派遣料金を満額支払うことになっています。なお、当該派遣先からは別途、当協会の管理費に相当する額を手数料として受け取っています。

以上